

「ケアマネジャー基本問題集'21 上巻」訂正表

本書発行後に明確になった制度改正等に伴い、本書を下記の通り訂正いたします。

(———の部分に変更箇所)

ページ		誤	正
P20	問題 11	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5) × <u>介護支援専門員である計画作成担当者は、事業所ごとに1人を配置するものとされ、3つの共同生活住居がある場合も1人で対応する。</u></p>	<p>〔ポイント解説〕</p> <p>(5) × <u>共同生活住居ごとに配置するものとされていた計画作成担当者は、事業所ごとに1人以上を配置するものとされた。そのうちの1人は介護支援専門員でなければならない。</u></p>
P21	問題 12	<p>〔問題〕</p> <p>(4) <u>VISIT・CHASE</u>の活用が求められているが、これはロボットによる見守りにより施設サービスの夜勤職員の負担を軽減する取組みである。</p> <p>〔ポイント解説〕</p> <p>(4) × <u>VISIT・CHASE</u>は、国が<u>介護サービスのデータベースを収集・活用するために行うものである。VISITは訪問・通所リハビリテーション、CHASEはすべての介護サービスについてのデータベースである。事業者は利用者のデータを入力し、フィードバックを活用してケアの向上を図る。多くのサービスで、この取組みに関する加算が行われる。</u></p>	<p>〔問題〕</p> <p>(4) <u>LIFE</u>の活用が求められているが、これはロボットによる見守りにより施設サービスの夜勤職員の負担を軽減する取組みである。</p> <p>〔ポイント解説〕</p> <p>(4) × <u>LIFE</u>は、国が<u>科学的介護のデータベースを収集・活用するために行うものである。先行して行われていたVISITとCHASEを統合して、2021年4月から一体的に運用されている。事業者は利用者のデータを提出し、フィードバックを活用してケアの向上を図る。多くのサービスで、この取組みに関する加算が行われる。</u></p>
		訂正理由…厚生労働省のデータベースシステムが統合・改称されたため。	
P76	問題 59	—	<p>〔ポイント解説〕の(1)の末尾に、以下の内容を加える。</p> <p><u>((2)の解説を参照)</u></p>
		訂正理由…更新申請の有効期間を、36か月を超えて48か月まで延長するためには、「直前の要介護等状態区分と同じと判定された場合」という条件が必要なため。	

ページ		誤	正
P129	図表中	第7段階 所得 120 万円以上 <u>200</u> 万円未満 第8段階 所得 <u>200</u> 万円以上 <u>300</u> 万円未満 第9段階 所得 <u>300</u> 万円以上	第7段階 所得 120 万円以上 <u>210</u> 万円未満 第8段階 所得 <u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満 第9段階 所得 <u>320</u> 万円以上
訂正理由…法令が改正されたため。			
P206	問題180	〔問題〕 (2) 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 以上になると、45 未満の部分も 45 以上の部分も算定単位数が低くなる。 〔ポイント解説〕 (1) — (2)の最後の文 2020 年改正により、ICT の活用や事務職員の配置を要件に、40 件以上から 45 件以上への見直しが行われた。 (3) ○ 例えば、居宅介護支援の利用者 40 人、介護予防支援の受託が 8 人である場合、取扱件数は 44 件となり、居宅介護支援のすべてについて取扱件数 45 未満の居宅介護支援費が算定される。	〔問題〕 (2) <u>居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する事業所</u> にあっては、 <u>介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 以上になると、45 未満の部分も 45 以上の部分も算定単位数が低くなる。</u> 〔ポイント解説〕 (1)の末尾に、以下の内容を加える。 <u>2020 年改正により、従来の居宅介護支援費(Ⅰ)に加えて、居宅介護支援費(Ⅱ)が新設された。</u> (2)の最後の文 2020 年改正により、ICT の活用や事務職員の配置を要件に、 <u>逡減制の適用を 40 件以上から 45 件以上とする居宅介護支援費(Ⅱ)が新設された。</u> (3) ○ 例えば、 <u>居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する事業所</u> にあっては、 <u>居宅介護支援の利用者 40 人、介護予防支援の受託が 8 人である場合、取扱件数は 44 件となり、居宅介護支援のすべてについて取扱件数 45 未満の居宅介護支援費が算定される。</u>
訂正理由…居宅介護支援費は、取扱件数の設定が <u>40</u> 未満、 <u>40</u> 以上 60 未満、60 以上である(Ⅰ)と、 <u>45</u> 未満、 <u>45</u> 以上 60 未満、60 以上である(Ⅱ)の 2 種類があるため、(Ⅱ)についての問題だということを付け加えるとともに、解説にもそのことを明記した。			

ページ		誤	正
P233	問題204	<p>〔問題〕</p> <p>(3) 居宅サービス計画書の第1表には、利用者および計画作成者に関する基本情報のほか、利用者・家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針などを記載する。</p>	<p>〔問題〕</p> <p>(3) 居宅サービス計画書の第1表には、利用者および計画作成者に関する基本情報のほか、利用者・家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果、総合的な援助の方針などを記載する。</p>
		<p>訂正理由…居宅サービス計画書の様式が改正されたため。 (本書 P235 の様式は改正前のもの)</p>	